

長期優良住宅法に基づく申請等に対する審査の標準処理期間について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく申請等に対する審査の標準処理期間は、以下のとおりとします。

ただし、下表の標準処理期間には、図書の不備等があった場合の追加提出に要した日数や、基準を満たすかどうか判断できない場合に行う質問に対する回答に要した日数は含みません。

【新築基準が適用される住宅】

申請の区分			標準処理期間
当初計画認定申請 (法第5条申請)	一戸建て住宅	確認書等*による申請	7日
		上記以外のもの	21日
	共同住宅等	確認書等*による申請	14日
		上記以外のもの	35日
法第6条第2項の確認の申出を行った場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
計画変更認定申請 (法第8条)			当初計画認定申請 (法第5条申請)に準ずる。
譲受人決定の計画変更申請 (法第9条)			7日
地位の承継の承認申請 (法第10条)			7日

【増改築基準又は既存基準が適用される住宅】

申請の区分			標準処理期間
当初計画認定申請 (法第5条申請)	一戸建て住宅	確認書*による申請	11日
		上記以外のもの	32日
	共同住宅等	確認書*による申請	21日
		上記以外のもの	53日
法第6条第2項の確認の申出を行った場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
計画変更認定申請 (法第8条)			当初計画認定申請 (法第5条申請)に準ずる。
譲受人決定の計画変更申請 (法第9条)			7日
地位の承継の承認申請 (法第10条)			7日

上記「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書のことである。